

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 清徳会

特別別養護老人ホーム 清徳苑
清徳苑 短期入所生活介護
清徳会 ケアセンター
清徳会 在宅介護支援センター

1. 基本的理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設及び事業所等では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為とする。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあり、その場合であっても身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- 1 切 迫 性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体かが危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- 2 非 代 替 性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- 3 一 時 性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。

- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

2. 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置

当施設及び事業所等では、身体的拘束の適正化に向けて身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

1 設置目的

- ・施設内での身体的拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等適正化に関する職員全体への指導、研修の実施
- ・身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し

2 委員会の構成員

施設長、特養生活相談員、医師、特養介護職員、特養看護職員、各事業所の担当者
委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

3 構成員の役割

身体拘束等適正化に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(施設長)

- 1) 身体拘束等適正化検討委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

(医師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携
- 3) 専門的知見からの助言

(特養生活相談員)

- 1) 身体的拘束等適正化検討委員会の統括責任
- 2) 身体的拘束等適正化に向けた職員教育
- 3) 各部署間との連絡、連携調整
- 4) 医療機関、家族との連絡調整
- 5) 家族の意向にそったケアの確立
- 6) 施設のハード、ソフト面の改善
- 7) チームケアの確立
- 8) 記録の整備

(各事業所の管理者・特養フロアリーダー)

- 1) 身体的拘束等適正化に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向にそったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲を整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(介護職員)

- 1)拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2)利用者の尊厳を理解する
- 3)利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4)利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5)利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6)記録は正確かつ丁寧に記録する

3. 身体的拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年 2 回）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間または実施時間帯、期間、改善・解除に向けた取り組み方法を利用者本人・ご家族等に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。
- (2) 身体的拘束の実施同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、その理由及び利用者の状態をご家族等へ説明し、再度同意を得た上で実施するものとする。
- (3) 身体的拘束等適正化検討委員会の会議録の回覧内容の速やかな周知、徹底を行う。

【ご家族向けの報告様式の整備】

- ・ 緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する説明及び同意書「参考様式①」
- ・ 緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の日々の態様記録「参考様式②」
- ・ 身体拘束解除報告書「参考様式③」
- ・ 身体拘束廃止に向けた取り組み検討報告書「参考様式④」

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1)カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、管理医師を中心として、身体拘束適正化委員会担当者が集まり、身体拘束を行うことを判断する前に【1 切迫性・2 非代替性・3 一時性】の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認を行う。

拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、場所、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・ご家族等に対する同意書を作成する。

また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2)利用者本人やご家族等に対しての説明と同意

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・ご家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

(4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、契約者・ご家族に報告する。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体的拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体的拘束による対応が必要となった場合、契約者・ご家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

(5) 緊急時

緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、現場職員、フロアリーダー、生活相談員等で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。また、家族への説明は翌日までに各事業所の管理者(特養は生活相談員)が行い、同意を得る。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- ②転落しないように、ベッドで体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

6. 身体拘束適正化に関する指針の閲覧について

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。

付則

平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

令和 2 年 4 月 1 日 追記

令和 3 年 4 月 1 日 追記

令和 4 年 4 月 1 日 追記

令和 5 年 4 月 1 日 追記

令和 6 年 4 月 1 日 修正

令和 7 年 4 月 1 日 修正

緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する説明及び同意書

利用者名 _____ 様

- 1. あなたの状態が下記の①②③のすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法、期間（時間帯）において最小限の拘束を行います。
- 2. 一刻も早く解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。
- 3. 但し、推定期間を過ぎてもなお、継続的な拘束が必要な場合であっても、その行う処置の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに短期間で解除できるよう鋭意検討いたします。

- ① 利用者さまご本人または、他の利用者さまの生命または身体が危険にさらされる切迫性が著しく高い
 - ② 拘束その他の行動制限を行う以外に代わる代替法がない
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なもの

拘束の目的	発熱・脱水症状の為の点滴治療									
拘束が必要な理由	認知症既往歴があり、治療目的の理解が困難で意識障害・認知機能低下があり危険回避困難・点滴施行中に安全確保が困難で不利益が生ずる等 (四肢不随動作・自己による点滴針抜去等) のため									
拘束開始及び解除予定	令和	年	月	日	時から	令和	年	月	日	時まで
拘束の期間【時間帯】	令和	年	月	日	時から	令和	年	月	日	時まで
拘束の方法 【場所・拘束部位など】	左・右 上肢 左・右 下肢									
拘束すべき心身の状況	治療目的の理解困難 有 無 認知症 有 無									
上記のとおり実施させていただきます。 令和 年 月 日 特別養護老人ホーム 清徳苑 施設長 長谷川 元哉										

【ご家族記入欄】

上記の件について説明を受け、同意しました。
令和 年 月 日
氏名
(ご本人との続柄)

緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の評価
(複数日点滴施行した場合はその都度様式②をコピー使用)

利用者名 様

年月日時 (状況)	日々の心身等の状態等の観察				備考(身体拘束・挙動等の図・イラスト等) (* 必要に応じて使用)	確認者
		確認項目	確認チェック	内容(該当するものを選択し○にチェックする)		
	身体拘束等の必要性	患者の状態	□	意識レベル(JCS) ○Ⅰ-1 ○Ⅰ-2 ○Ⅱ-10 ○Ⅱ-20 ○Ⅲ-30		
				せん妄 ○あり ○なし		
				認知症の状態 ○悪化 ○変化なし		
				(1)日常生活の自立度等について ・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) □自立 □J1 □J2 □A1 □A2 □B1 □B2 □C1 □C2 ・認知症高齢者の日常生活自立度 □自立 □Ⅰ □Ⅱa □Ⅱb □Ⅲa □Ⅲb □Ⅳ □M		
				(2)認知症の中核症状(認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む) ・短期記憶 □問題なし □問題あり ・日常の意思決定を行うための認知能力 □自立 □いくらか困難 □見守りが必要 □判断できない ・自分の意志の伝達能力 □伝えられる □いくらか困難 □具体的要求に限られる □伝えられない		
				(3)認知症の行動・心理症状(BPSD) (該当する項目すべてチェック、認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む) □無 □有 □幻視・幻聴 □妄想 □昼夜逆転 □暴言 □暴行 □介護への抵抗 □俳諧 □火の不始末 □不潔行為 □異食行動 □性的問題行動 □その他 ()		
				開始後自己抜去歴 ○あり ○なし		
				開始後転倒転落歴 ○あり ○なし		
				開始後自傷・他傷行為 ○あり ○なし		
				身体拘束等に伴う観察		
		循環障害 ○あり ○なし				
		末梢神経障害 ○あり ○なし				
		身体拘束等による患者の苦痛の増大 ○あり ○なし				
		現在実施している身体拘束等回避の介入	□	○問題行動の原因についてカンファレンスによる検討		
				○患者への協力依頼		
				○安心できる環境整備(付き添い、ベッドの位置・高さ、生活リズム)		
				○ルート・チューブの固定の工夫		
				○ルートチューブの必要性の検討		
				○転倒などを防止するための離床センサー等の検討		
	○せん妄予防のための内服・外用薬の使用					
	○苦痛を伴う治療法の変更もしくは中止の検討					
	効果判定	□	現在実施している対策の効果 ○あり ○なし			

ご本人様との続柄（ ）

身体拘束廃止に向けた取り組み検討報告書

委員会名	身体拘束適正化委員会	会議日時	令和 年 月 日()
出席者名		欠席者名	
対象者フロアー：	階	身体拘束開始日	令和 年 月 日
居室番号：	号室	身体拘束解除予定日	令和 年 月 日
担当職種間の見解			
身体拘束適正化委員会の見解 身体拘束3要件の確認 ◆3要件を満たしており身体拘束継続の場合 ・ 態様について () ・ 時間について () ・ 身体拘束による入所者の心身の損害の確認について なし ・ 拘束をしない場合のリスクの確認について 熱発状態の継続・体調不良による心身への憎悪増加・熱発継続による意識障害懸念 摂食・水分摂取不良による心身憎悪の懸念 ◆満たしていない場合 ・ 満たしていない理由 () ・ 身体拘束解除時の本人・ご家族への連絡と解除報告書の作成について ■ いずれも必要性を満たしている □ 満たしていない 身体拘束を行う場所 (居室ベット上) 身体拘束の方法 (四肢拘束) 身体拘束の身体部位 (左・右上肢 左・右下肢) 身体拘束解除日 身体拘束を行う時間帯及び時間			
議事録作成者名	印	委員会 合議	